

京丹後市社会福祉協議会久美浜支所 指定居宅介護・重度訪問介護サービス

住み慣れたご自宅で 安心して暮らしていただけるよう、ご家庭に 訪問介護員（ヘルパー）がお伺いし、在宅での生活に必要なサービスを提供します。

サービスの内容

家事援助

調理



掃除



洗濯



買物



その他、必要な家事

身体介護

入浴介助
清拭



排泄介助



食事介助



移動移乗介助



その他

- ・褥瘡防止等のための体位変換
- ・整容介助
- ・着脱介助他

通院等介助

通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動[※]のための
屋内外における移動等の介助

通院先等での受診等の手続、移動等の介助

※公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために
利用する場合に限られます。



重度訪問介護サービスにおいては、外出の目的を問わずご利用いただけます。

お問い合わせご相談

〒629-3405 京丹後市久美浜町 814 (京丹後市久美浜庁舎内)

☎ 0772-82-0008

障害福祉サービス利用までの流れ

- 1 相談（市障害福祉課や相談支援事業者で、サービスの種類や利用したいサービスについて相談します）
- 2 申請（市障害福祉課や市民局窓口で申請できます）
- 3 認定調査（市認定調査員が自宅等に訪問し、調査を行います）
- 4 医師意見書（市の依頼で、かかりつけ医が意見書を作成します）
- 5 審査・判定（判定結果、概況調査、意思意見書などをふまえ、市審査会で判定されます）
- 6 認定・通知（判定結果に基づき、非該当・区分1～6の認定が行われ、通知されます）

【区分1～6と認定されたかたは】

- 7 サービス等利用計画案の提出（指定特定相談支援事業所に依頼できます）
 - 8 支援決定（市がサービスの支給量などを決定し、申請者に通知します）
 - 9 サービス利用開始（申請者とサービス提供事業所が契約を結び、利用を開始します）
- その後は、一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直しを行います。

障害福祉サービスの利用対象者は

次のいずれかに該当するかた

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しておられるかた
- ・自立支援医療を受給されているかた（精神通院）
- ・精神障害を事由とする年金などを受給されているかた
- ・難病等対象者 など

※障害福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあり、その場合は、原則、介護保険が優先されます。

利用者負担の上限

障害福祉サービスを利用されると、原則としてサービス費の1割が利用者負担となります。ただし、世帯の収入状況により利用者負担に上限が設けられ、負担軽減されています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（合計所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円